

公募型見積合せの応募について

この応募案内は、市立宇和島病院が実施する公募型見積合せの参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募の前に必ずお読み下さい。

1 関係法令等

地方公営企業法、同施行令、地方自治法、同施行令、宇和島市病院等事業契約規程等関係法令その他指示事項及び医療法、薬事法（以下「関係法令等」という。）を承知の上、参加して下さい。

2 虚偽記載の禁止

公募型見積合せに係る申込書類等に虚偽の記載をし、業務の契約の相手方として不適当と認められるときは、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱の準用により措置します。

3 業務委託に関する質問

業務委託にかかる質問は、指定した期間内に指定様式を使用し提出してください。

当該質問に対する回答は、指定した期日に市立宇和島病院ホームページにおいて公表いたします。

4 現場説明会

現場説明会は行いません。

5 予定価格の公表

公募型見積合せの予定価格は、公表いたしません。

6 参加申込の手続き

公募型見積合せに参加を希望する者は、公募型見積合せ参加申込書及び必要書類（以下、「申込書類等」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、指定の期日までに持参若しくは郵送して下さい。

見積書について、上記の参加申込書に合わせて提出しても構いません。

7 申込書類等の作成要領

申込書類等の作成にあたっては、次の事項に注意し作成して下さい。

- (1) 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- (2) 見積書は、件名を記載した封筒に必ず封かんの上、提出してください
- (3) その他、申込書類の内容についての問い合わせは、担当課まで。

8 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は、無効となります。

- (1) 公募型見積合せ参加申込書、見積書及びその他申込書類等の提出がないもの。
- (2) 同一の見積について、2以上の申込書類等を提出したもの。
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。また、これを訂正したもの
- (4) 見積者の記名・押印のないもの
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるもの
- (6) 見積合せ参加資格審査の結果、参加資格のない者のしたもの
- (7) 虚偽の申請により、資格を得たもののしたもの

9 見積合せの停止、中止および取消し

緊急等やむを得ない理由等により、見積合せを執行することができないと認められる場合は、見積合せを停止、中止または取り消すことがあります。なお、この場合において、当該見積合せに要した費用を市立宇和島病院に請求することはできません。

10 契約予定者の決定及び契約について

見積合せの場所においては、予定価格の範囲内で参加要件を満たした最低価格見積者を契約予定者として決定します。契約予定者を決定した時は、直ちにその旨を当該見積者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従って下さい。

11 異議の申し立て

見積者は見積合せ後、この応募案内および関係法令等の見積条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により申込書類等が公告文で指定した期間までに到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。